

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※			対応状況		公表日	
			指摘	意見	措置済	措置中・ 予定	検討中	措置しない	措置等内容		所管課
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。		3	29	29	1	2	0			
1	2. 「監査対象の概要」に関する監査の結果及び意見 (1) 立体横断施設が管理施設として認識されたこと	平成30年度に国や県と調整した結果、市が管理する立体横断施設が増加した。このことは、それらの施設についてそれまで管理者が明確でなかったことを意味しており、問題なしとしない。市が管理すべき施設、あるいは管理者があいまいとなっている施設が他にないか、改めて全体の見直し確認を実施することが求められる。		●	○				本市が管理すべき道路施設及び管理が曖昧となっている道路施設については、早期の整理に向けて、2020年度（令和2年度）から改めて全体の見直し確認を実施した。本市が管理すべき道路施設については、2024年（令和6年）3月に改定した「福山市道路総合計画福山市道路維持修繕計画編」に取りまとめた。	道路整備課	2025/3/7
2	2. 「監査対象の概要」に関する監査の結果及び意見 (2) 他の近隣中核市との比較	他の近隣中核市との比較において特筆すべき問題点は見当たらない。道路の延長に比して支出が抑えられていることから、相対的には、無駄な支出は少なく効率的な維持管理が達成されていると評価してよいように思われる。ただし、道路の維持管理は中長期的に問題が生じないかを評価しなければならないことから、この検討結果からは、中長期的に見て、支出すべき費用が削減されていないかという観点で見直すことも有意義であろうと思われる。		●	○				道路施設の維持管理については、2016年（平成28年）11月に「福山市道路総合計画福山市道路維持修繕計画編」を策定し、中長期的な視点からの長寿命化などをめざして、効果的な点検及び修繕に取り組んでいる。また、短期的な進捗管理については、毎年度改定している「福山市道路維持修繕実施計画」の中で行っている。 中長期的な視点での進捗管理については、2024年（令和6年）3月改定の「福山市道路総合計画福山市道路維持修繕計画編」の中で、適正な予算措置ができているか精査し、中長期的なコスト縮減目標も設定した。	道路整備課	2024/9/27
3	3. 「道路の新設」に関する監査の結果及び意見 (1) 都市計画道路網の継続的な再検討	平成26年3月に「福山市長期未着手都市計画道路対応方針」（以下、「対応方針」という。）が策定され、「対応方針」には、「第5章 今後の進め方」の中に「2 次回の都市計画道路網の検討」という項目があり、以下のように記載されている。 <u>次回の都市計画道路網の検討については、今回の取組を終えた後も、社会経済状況の変化や、福山市の将来像を示した「福山市都市マスタープラン」の改訂等を踏まえ、適切な時期に再度検討を行うこととします。</u> このように、「対応方針」以後の都市計画道路網の検討については、「適切な時期に再度検討を行うこととします。」との記載があるのみで、実施時期が明らかにされているわけではない。 都市計画決定された都市計画道路は、その整備に相当程度長期間を要するため、一定の継続性が要請されるというものではあるが、人口動態や交通環境は日々変化しており、また、技術革新や社会経済の動向によって道路に求められる機能も変わっていくことが考えられる。都市計画道路網の再検討も、このような道路を取り巻く環境の変化に対応することが重要であり、定期的に実施されることが望ましいと考える。		●	○				「福山市長期未着手都市計画道路対応方針」は、都市計画決定から20年以上が経過し、事業化の見込みが極めて低い都市計画道路の縮小・廃止の方針を示したものである。 都市計画道路は、長期的な視点で計画決定されること、また、対応方針策定後に大きな交通環境の変化はないことから、見直しを行っていないが、都市計画に関わる状況等の変化があれば、適切な時期に見直しを行うこととしている。 なお、都市計画決定は、土地利用等に制限をかけるため、頻繁に見直しが行われると、地域住民の混乱を招く恐れがある。	都市計画課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※			対応状況		公表日	
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容		所管課
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。		3	29	29	1	2	0			
4	3. 「道路の新設」に関する監査の結果及び意見 (2) 都市計画決定された都市計画道路の整備率の向上	平成24年から令和2年までの8年間で約8%整備率が増加しており、1年間で約1%ずつ進捗している計算となる。 令和2年4月現在における未整備率は29.2%であり、1年間で約1%ずつ整備が進捗していくと仮定しても、整備率が100%となるのは29年後ということになる。さらに、令和2年4月現在における都市計画道路の一覧において、未整備路線について都市計画決定されてからの平均年数を計算すると約49年となっているので、都市計画路線について計画決定から整備が終わるまで約80年を要すると計算される。 都市計画において道路用地として計画決定された土地について、例えば木造2階建ての建築等一定の利用は可能となっているものの、土地所有者は建築規制等による利用上の制約を受けることになり、計画決定から用地買収までの期間が長期間にわたることになれば、土地の有効利用が阻害される期間も長くなってしまう。上記の計算ではその期間は約80年間ということになる。 一般的に都市計画道路の整備に必要な用地確保等に相当長期間を要するものとされており、また、少子高齢化等による人口減少に伴って整備に必要な財源確保も困難な状況が続く環境下ではあるが、「福山市道路総合計画」に記載されている「選択と集中」によって、都市計画決定路線の整備率を少しでも向上させることが重要である。	●	○				都市計画道路の整備に当たっては、「福山市道路総合計画福山市道路整備計画編」を2018年（平成30年）12月に策定したところであり、引き続き、当該計画に基づき、放射・環状型道路網などの「広域的なまちづくり」や地域拠点の骨格形成などの「地域のまちづくり」といった視点で優先度を検討し、効率的かつ効果的に実施して整備率を向上させる。 検討に当たっては、2019年（平成31年）3月に、「福山市都市計画道路事業化検討会」を設置し、路線の事業化優先度や事業実施区間等の検討を行っている。 また、実施に当たっては、事業化した区間の事業期間を5年～7年という期間で設定し、集中して実施することにより事業効果の早期発現を促しており、整備率向上にもつなげている。 このような考え方のもと、取組を実施しているところである。	福山道路・幹線道路課	2025/3/7	
5	3. 「道路の新設」に関する監査の結果及び意見 (3) 路線新設や整備優先度検討における災害時広域的ネットワーク確保の観点	道路に関する交通障害として、通勤による交通渋滞の他に、近年では台風や豪雨に起因する河川氾濫や土砂崩れによって、道路が長期間に渡って通行不能となる状況が増加している。 また、「広島県道路整備計画2016」では、「災害に強い道路ネットワークの構築」を施策として、「緊急輸送道路ネットワークの強化」と「災害対応能力の向上に資する多重型道路ネットワークの形成」を取組の方向としている。 道路は市民生活にとって、移動経路であるのみならず生命を支える社会インフラである。交通渋滞解消という観点のみならず、災害時に通行不能となる道路の代替路が担保されるよう広域的なネットワーク確保の観点から、都市計画道路の路線新設や整備優先度を検討することも同様に重要であると考え。	●	○				都市計画道路の新設や整備の優先度の決定に当たっては、「福山市道路総合計画福山市道路整備計画編」を2018年（平成30年）12月に策定し、当該計画に基づき、災害時の代替路の確保などの視点も踏まえて実施している。 なお、現在事業中の都市計画道路である福山道路などの幹線道路網整備は、災害時の代替路確保としての役割も担っており、国・県と連携し整備促進に取り組んでいるところである。 都市計画道路は、整備する優先度を考慮し、計画に基づき取り組んでいく。	福山道路・幹線道路課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	29	29	1	2	0					
6	3. 「道路の新設」に関する監査の結果及び意見 (4) 新設（増加）から維持又は廃止（減少）への転換を踏まえた検討								これからのまちづくりを見据えた道路ネットワークづくりを効率的かつ効果的に実施するため、「配置と規模の適正化」を念頭に置いた整備方針及び整備目標を定める「福山市道路総合計画福山市道路整備計画編」を2018年（平成30年）12月に策定し、また、「福山市道路総合計画福山市道路維持修繕計画編」を2016年（平成28年）11月に策定、2024年（令和6年）3月に改定したところであり、当該計画に基づき、「福山市立地適正化計画」と整合を図りながら、新たな整備に当たっては、2019年（平成31年）3月に設置した「生活道路整備事業連絡調整会議」において、事業の必要性を検討した上で事業を実施している。維持修繕に当たっては、「福山市道路総合計画福山市道路維持修繕計画編」に基づき、現地状況や地域の実情を踏まえて、集約化や廃止の検討を行った上で実施している。	道路整備課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	29	29	1	2	0					
7	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (1) 計画の数値目標について		●	○				2024年（令和6年）3月に改定した「福山市道路総合計画福山市道路維持修繕計画編」において、橋梁については、将来必要となる予算や劣化予測分析により、管理方法や対象施設の重要度に応じた管理水準を決定し、コスト縮減目標を設定した。 また、橋梁以外の道路施設であるトンネル、大型カルバート、門型標識、横断歩道橋についても、これまでの修繕の実施間隔や今後必要となる維持管理費を踏まえ、管理方法や管理水準を決定し、コスト縮減目標を設定した。	道路整備課	2024/9/27		
8	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (2) 計画の事後評価（フォローアップ）		●	○				2024年（令和6年）3月に改定した「福山市道路総合計画福山市道路維持修繕計画編」において、計画の目標を定量化する指標として、コスト縮減目標を設定し、計画を適切に推進するため、PDCAサイクルを回す中で、事業の実施が計画に沿っているかどうか確認し、業務改善を行うこととした。 短期的な進捗状況の確認については、毎年度行う「福山市維持修繕計画実施計画」の改定時に、計画に対する実施数の比較により行っている。	道路整備課	2025/3/7		

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※				対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課	
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	29	29	1	2	0			
9	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (3) 予防保全の取組		●	○				2024年（令和6年）3月に改定した「福山市道路総合計画福山市道路維持修繕計画編」において、橋梁については、将来必要となる予算や劣化予測分析により、管理方法や対象施設の重要度に応じた管理水準を決定し、健全度Ⅱの橋梁の予防保全も含めた2033年度（令和15年度）までの工事計画を策定した。また、橋梁に加えて、トンネル、大型カルバート、門型標識、横断歩道橋等についてもこれまでの修繕間隔や今後必要となる維持管理費を踏まえて、管理方法や管理水準を決定し、2033年度（令和15年度）までの工事計画を策定した。	道路整備課	2025/3/7
10	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (4) 橋梁の架替え及び撤去の計画について		●	○				2024年（令和6年）3月に「福山市道路総合計画福山市道路維持修繕計画編」を改定し、将来必要となる予算や劣化予測分析により、管理方法や対象施設の重要度に応じた管理水準を決定するとともに中長期的コスト縮減目標を設定した。また、修繕を必要とする橋梁を対象に、利用状況や財政状況を踏まえて集約化・撤去、機能縮小の可能性を含めた検討を行うこととした。 橋梁点検については、施設規模の大小や経過年月の長短ではなく、法令に基づき、対象となる全ての施設を一定期間内に実施している。 その中で、損傷の程度により危険性が高いものについては、直ちに供用を中止することとしており、引き続き、中止、撤去などの判断を適切に実施するとともに、上記計画に基づき、施設の重要度を踏まえて適切に修繕している。	道路整備課	2024/9/27

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	29	29	1	2	0					
11	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (5) 道路維持修繕計画において耐震化の視点を考慮すべきである		●	○				橋梁の耐震化については、定期点検結果に基づいて行う補修設計時にその必要性を確認しており、2021年度（令和3年度）から必要に応じて修繕工事と併せて耐震補強工事を実施している。また、緊急輸送道路に架かる橋梁の耐震化の状況については、2025年（令和7年）3月末までに公表することとした。	道路整備課	2025/3/7		

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※				対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課	
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	29	29	1	2	0			
12	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (6) 橋梁の管理区分の設定							2024年（令和6年）3月に改定した「福山市道路総合計画福山市道路維持修繕計画編」において、橋梁については、将来必要となる予算や劣化予測分析により、管理方法や対象施設の重要度に応じた管理水準を決定した。 管理方法について、緊急輸送道路、重要物流道路、代替・補完路上にある橋梁、線路・道路を跨ぐ橋梁を予防保全型（診断区分Ⅱで対策を実施）、橋長5m未満の橋梁、BOX形式の橋梁を事後保全型（診断区分Ⅳになるまでに対策を実施）、予防保全型、事後保全型以外の橋梁を早期保全型（診断区分Ⅲで対策を実施）と設定し、その中でも路線機能維持や第三者被害、構造特性、事業規模に応じて重要度を設定し、短期的・中長期的なコスト削減目標を設定した。	道路整備課	2024/9/27
13	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (7) 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」への準拠性について ① 公共施設等の更新費用等に充当可能な財源の見込みについて							充当可能な財源の見込みの定量的な記載については、次回改定時（2025年度(令和7年度)に予定）に検討する。	資産活用課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・ 予定	検討中	措置しない	措置内容	所管課			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	29	29	1	2	0					
14	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (7) 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」への準拠性について ② 評価結果等の報告・公表について		●				○	総合管理計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた市の考え方を示すものである。 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に当たって、取組の実施、評価・見直しを行うことが重要であるため、PDCAサイクルの手法・期間は総合管理計画に記載すべきと判断したが、議会への報告・公表方法は事務手続きの手法であり、記載は必要ないと判断した。 意見を踏まえ、次回改定時（2025年度(令和7年度)に予定）に記載を検討する。 なお、福山市公共施設等サービス再構築基本方針に基づく取組状況は、公共施設再構築特別委員会において報告している。	資産活用課	2025/3/7		
15	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (7) 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」への準拠性について ③ 総合管理計画としての記載区分について		●				○	（措置予定）総合管理計画に記載すべき事項については、次のとおり福山市公共施設等サービス再構築基本方針に全て記載しているところ。 ①公共施設等の現況及び将来の見通し：3-1及び3-2 ②公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針：4-2及び4-3 ③施設類型ごとの管理に関する基本的な方針：6-2 次回改定時（2025年度(令和7年度)に予定）においては、頂いた意見を踏まえ、記載区分を含め、わかりやすく記載する。	資産活用課	2025/3/7		

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	29	29	1	2	0					
16	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (8) 橋梁の修繕着手状況について		●	○				橋梁は、5年に1回の頻度で定期点検を行っており、現在3サイクル目の点検を実施している。 2024年（令和6年）3月に改定した「福山市道路総合計画福山市維持修繕計画編」では、管理方法について、緊急輸送道路、重要物流道路、代替・補完路上にある橋梁、線路・道路を跨ぐ橋梁を予防保全型（診断区分Ⅱで対策を実施）、橋梁5m未満の橋梁、BOX形式の橋梁を事後保全型（診断区分Ⅳになるまでに対策を実施）、予防保全型、事後保全型以外の橋梁を早期保全型（診断区分Ⅲで対策を実施）と設定し、その中でも路線機能維持や第三者被害、構造特性、事業規模に応じて重要度を設定した。 2024年（令和6年）4月からは、この計画に基づき、事業を実施している。	道路整備課	2025/3/7		
17	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (9) 橋梁職員点検の実施状況について		●	○				橋梁点検については、2024年（令和6年）3月に改定した「福山市道路総合計画福山市道路維持修繕計画編」に定める法定点検対象橋りょう3,196橋のうち、橋長10メートル未満の2,697橋については、職員点検を基本とすることと定めており、年間およそ500橋の点検を職員により実施している。引き続き、外部委託と並行して職員点検を継続し、技術の継承に努めていく。	道路整備課	2024/9/27		

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※				対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課	
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	29	29	1	2	0			
18	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (10) 情報の管理、記録の保存期間について							2022年度（令和4年度）より、国土交通省が管理する「全国道路施設点検データベース」に入力可能な橋梁、トンネル、大型カルバート、門型標識、横断歩道橋に関する情報の管理及び保存が可能であり、点検結果及び修繕履歴を登録している。 それ以外の道路施設については、本市の共有サーバーにデータの蓄積を行い、適切な維持管理が行えるよう2021年度（令和3年度）からデータの共有化に取り組んでいる。 文書の保存については、内部規定のとおりとしているが、必要なデータについては、可能な限り長期の保存に努めている。	道路整備課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※			対応状況		公表日	
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容		所管課
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。		3	29	29	1	2	0			
19	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (11) 福山市の管理対象を特定できていない道路施設について	5年点検施設であるカルバート（大型カルバートを除く）及び道路照明、10年点検施設であるのり面・コンクリート構造物について、監査時点において福山市の管理対象となる道路施設を特定できていないことがわかった。道路照明及びのり面・コンクリート構造物については、福山市が把握している範囲内で点検を実施している状況である。また、カルバート（大型カルバートを除く）についても、福山市が把握している範囲内で日常の観察や道路パトロール等、日常点検施設と同様の点検を実施している状況である。 道路管理者として管理対象となる道路施設を特定できていないという状態は問題であり、計画的な点検や予防保全型の修繕などは不可能と思われる。福山市としても維持管理の課題として挙げているが、正確な道路施設台帳を早急に整備する必要がある。そのうえで、実効性のある点検計画及び修繕計画を策定し、PDCAサイクルに基づく効果的かつ効率的な維持修繕を実行されたい。	●		○			道路照明については、2021年度（令和3年度）からESCO事業（LED街路灯整備事業）を導入し、福山市の管理対象施設を特定した。 カルバート（大型カルバートを除く。）については、2020年（令和2年）11月に、のり面・コンクリート構造物については、2021年度（令和3年度）に福山市の管理対象施設を特定するための調査を行い、管理対象施設を特定した。 これら全ての特定した施設は、2024年（令和6年）4月から、同年3月に改定した「福山市道路総合計画福山市道路維持修繕計画編」に基づき、より効果的・効率的な維持修繕を実施している。	道路整備課	2025/3/7	
20	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (12) 通行止め及び撤去をする場合の文書の保存について	福山市は横断歩道橋の点検は外部委託を基本としているが、撤去が予定されている横断歩道橋について、職員点検に変更されていた。理由を確認したところ、撤去するまではそれらの横断歩道橋を通行止めにするため、点検としては経過観察をするだけであり職員による点検で対応可能であるからであった。そこで、通行止め及び撤去について検討した過程がわかる資料の有無を確認したところ、決裁資料は作成されず資料は残っていなかった。 福山市は道路管理者としてその有する道路施設を適切に管理する義務がある。その管理義務は、道路施設が新設されてから撤去されるまで続くものであると考える。したがって、将来の撤去を意思決定し、通行止めにして本来の法定点検から除外する措置を取る以上、一連の判断の過程を書面にして残しておくべきである。加えて、撤去が確定した横断歩道橋について撤去されるまでの間通行止めとされているが、横断歩道橋に限らず撤去が確定した道路施設については、安全性の観点から早期に撤去されることが望ましい。 監査報告書作成前に福山市において「道路施設撤去予定台帳」が整備され、撤去に当たった事務の円滑化や関係課との情報共有が図られることとなった。老朽化や施設の統合等が進行し、撤去が検討される道路施設は今後増加するものと思われるが、その際に「道路施設撤去予定台帳」が効果的に活用されることが期待される。	●		○			道路施設の通行止め及び撤去予定に係る文書については、2021年（令和3年）1月に「道路施設撤去予定台帳」を整備した。 今後は、当該台帳に必要な事項を登録し、関係課と情報を共有する。	道路整備課	2021/9/14	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※			対応状況		公表日	
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容		所管課
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。		3	29	29	1	2	0			
21	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (13) 日常点検施設に係る道路パトロールの実施要領について	日常点検施設の点検は、市民等外部からの情報提供と職員による道路パトロールに大別できる。福山市道路維持修繕計画では、日常点検施設の道路パトロールの実効性を確保するために「（仮称）福山市道路パトロール実施要領」を作成することとしているが、作成状況について確認したところ、まだ作成できていなかった。 日常点検施設の特徴として、その個別の修繕は小規模であるが、膨大な数に上るために積み上げると多額の費用となるという点がある。従って、修繕の要否を検討するための道路パトロールは、道路管理者として一定の水準を確保したうえで実施する必要がある。経験則も重要ではあるが、暗黙知を形式知化することによって全ての担当者が効果的なパトロールを実施できるよう実施要領を早期に整備することが期待される。		●	○				2021年（令和3年）4月に「福山市道路パトロール実施要領」を策定した。 引き続き、課題などを検証しながら、当該要領に基づき効果的なパトロールを実施することとした。	土木管理課	2021/9/14
22	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (14) メンテナンス産業の育成	道路施設の老朽化等により、点検・修繕・更新などのメンテナンスが必要な道路施設が今後さらに増えていくことが予想される。しかし、道路施設の点検や維持補修工事は、老朽化対策を実施する上で必要となる構造形式等の情報が保存されていない施設が多い、施設毎に構造形式や劣化・損傷の状況等が異なる、多くの労力を要しコストも割高になる、1事業あたりの事業費が小さいなど、魅力が少ない分野として認識されがちである。実際、福山市の道路施設のメンテナンスにかかる業務委託についても、一般競争入札において入札数が1件や、入札者がいないケースが散見された。道路施設の点検の義務化や、道路施設の老朽化などにより、点検・修繕等が必要な道路施設が増え、その維持管理等の担い手として、民間の力はさらに重要となっていく。 インフラ長寿命化基本計画には、メンテナンスサイクルを継続し、発展させていくためには、メンテナンス産業に係る市場の創出・拡大を図り、新技術の開発・導入を推進することが重要であると示されており、福山市においても、行政としてメンテナンス産業を育成していくことが今後の道路施設のアセットマネジメントの推進に資すると考える。		●	○				メンテナンス産業の育成に当たっては、従前から官民連携のもと、新技術などの情報共有や普及を図りながら取り組んでいるところであり、引き続き、各種道路施設のメンテナンスにかかる工事を市内全域の業者に発注するなど、緊密な連携のもとで実施している。 また、2024年（令和6年）3月に改定した「福山市道路総合計画福山市道路維持修繕計画編」では、事業効率化及びコスト縮減のため、新技術等の活用方針を定めた。	道路整備課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	29	29	1	2	0					
23	4. 「道路の維持・管理」に関する監査の結果及び意見 (15) 福山市のアセットマネジメントについて		●	○				情報の管理及び保存については、必要な情報を2021年度（令和3年度）から、本市の共有サーバーにデータの蓄積を行っており、2022年度（令和4年度）からは、国土交通省が管理する「全国道路施設点検データベース」も活用しながら、データを保存・蓄積している。	道路整備課	2025/3/7		
24	5. 「契約手続」に関する監査の結果及び意見 (1) 一般競争入札の仕組みについて		●	○				道路などの建設工事の発注については、競争性、透明性、公平性などの確保とともに、地元の建設業者の状況を踏まえながら、これまで、最低制限価格制度の見直しなど、様々な入札制度の改善に努めてきたところであり、2020年（令和2年）4月1日には、建設業者の等級に応じた発注標準表の見直しや、入札参加資格要件の一部緩和を行った。 引き続き、社会経済情勢や入札状況を踏まえる中で、国・県・他市町の状況を注視しながら、さらなる公平・公正な入札制度の構築に向けて取り組む。	建設政策課	2021/9/14		

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						対応状況		公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・ 予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。		3	29	29	1	2	0					
25	5. 「契約手続」に関する監査の結果及び意見 (2) 随意契約について ① 業者が競争入札に応じるような工夫が期待される	令和元年度の工事等契約のうち、随意契約は合計1、106件（工事996件、委託110件）である。このうち、予定価格が130万円以上の工事等契約は24件である。 福山市契約規則第41条によると、予定価格が130万円を超えない工事及び予定価格が50万円を超えない業務委託は随意契約にすることができるが、130万円以上の工事等契約は本来であれば、競争入札によることになる。上記24件のうち、随意契約の根拠法令の件数をまとめると次のとおりである。 （表省略） 競争入札に付したが、入札者又は落札者がいなかったために、競争入札ではなく、随意契約によったものが11件ある。このうち、2件については、入札参加資格要件を緩和したうえで再度公告を行ったにもかかわらず、落札者がいなかったため、随意契約を行ったものである。残りの9件は災害復旧工事、災害復旧工事に関する委託及び小規模崩壊地復旧工事であり、これらは、契約の内容・性質等から市民の生命・財産の保護を最優先し、かつ緊急・短期間に契約の相手方を決定する必要があったため、再度公告を行わず、随意契約を行ったものである。 今後においては、こうした一般競争入札における不調・不落の件数を減らすよう、より多くの業者が入札に参加できるような入札参加資格を設定するなどの対応を十分検討することが必要である。		●		○				これまでも、様々な入札制度の改善に努めてきたところであり、2021年（令和3年）6月1日には、より多くの業者が入札に参加できるよう、建設工事における現場代理人の兼務制限の緩和を行った。 引き続き、一般競争入札における不調・不落を減らすよう、継続的に検討する。	建設政策課	2021/9/14	
26	5. 「契約手続」に関する監査の結果及び意見 (2) 随意契約について ② 見積数が1社のみである工事等契約が少なくない	福山市契約規則第43条によると、「随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されている。しかし随意契約による場合でも相見積の数が1社のみとなっているケースが相当数存在する。令和元年度の工事等契約のうち、随意契約は合計1、106件（工事996件、委託110件）であり、その内訳は次の表のとおりである。 （表省略） 1社見積もりとしている理由を確認すると必ずしも不合理と断ずることはできないが、競争原理を働かせるために、2社以上から見積書を徴取し、金額を比較検討することは重要であり、最も有利な金額で契約できるように工夫していく必要がある。		●		○				2021年（令和3年）5月に建設局が定めた「2021年度（令和3年度）建設事業の執行について」において、随意契約によろうとするときは、福山市契約規則に基づき、なるべく2者以上から見積書を徴取することを徹底した。	建設政策課	2021/9/14	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	29	29	1	2	0					
27	6. 「道路に関する諸問題」に関する監査の結果及び意見 (1) 道路占用料の徴収について	●	○					2021年（令和3年）4月に策定した「福山市道路パトロール実施要領」において、道路占用や道路使用状況などについても点検対象として位置付けた。また、引き続き、国及び広島県の道路管理者並びに警察所管課と連携して、不法占用案件について共同でパトロールを実施し、適宜、撤去又は申請の指導に取り組むこととした。	土木管理課	2021/9/14		
								(NO. 27の追加措置) 道路占用料について、ゆうちょ銀行での支払いができるよう、2022年度（令和4年度）にシステム改造及び納付書の様式変更を行った。2023年（令和5年）4月から運用を開始した。	土木管理課	2023/9/14		

2020年度（令和2年度）包括外部監査に基づく措置等の状況

テーマ「道路に関する事務の執行及び管理について」

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						対応状況		公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。		3	29	29	1	2	0					
28	6. 「道路に関する諸問題」に関する監査の結果及び意見 (2) 溝渠使用料の債権管理について		過年度との対比において収納率は徐々に上昇している傾向にあり、令和元年度には収納率が90%を超えるなど、債権管理は効果的になされていると評価できる。ただ、少ない割合とはいえ、滞納分が発生し消滅時効にかかる部分があることも事実である。溝渠使用料の滞納分は金額的には少額ではあるものの、少額だからよいとは言えないし、行政の公平という観点からも、現状に満足することなくさらに実効的な回収を考えていく必要がある。 公金の債権管理においては、「落とすべきものは落とす」という発想は経済性の観点からすると確かに必要であるものの、その前提としてより実効的な回収努力を尽くさなければならない。例えば他の部署が管理する他の債権の管理と併せて横断的な債権管理部署を創設し、債権管理のノウハウを蓄積共有すること等も検討してもよいように思われる。		●	○				債権管理に当たっては、引き続き、庁内の横断組織である「福山市収納対策連絡会議」において、全庁的に連携して、実効ある収納対策を行っている。 なお、2021年（令和3年）7月27日に本連絡会議を開催し、活動状況や収納状況等について共有を図った。	土木管理課	2021/9/14	
										(NO. 28の追加措置) 債権管理に当たっては、ゆうちょ銀行での支払いができるよう、2022年度（令和4年度）にシステム改造及び納付書の様式変更を行った。2023年（令和5年）4月から運用を開始した。	土木管理課	2023/9/14	
29	6. 「道路に関する諸問題」に関する監査の結果及び意見 (3) 放置自転車問題について ① 自転車駐車場スペースの増設		福山市においては平成2年の条例施行に伴い、枠外の歩道を自転車放置禁止区域に指定し、違反自転車の撤去等を進めている。撤去される自転車は近年、年間700～800台に上る。また、この違反自動車を撤去した保管に係る委託料について、年間350万円程度のコストがかかっている。このような状況を踏まえ、福山市はJR福山駅東側にある仮設駐車場を廃止する方針であり、代わりに近くの駐車場を改修し、新たに自転車駐車場スペースを確保する予定である。福山市では、福山駅前が持つ強みや資源を生かして福山駅前の再生を進めているなかで、車ではなく徒歩や自転車で楽しめる空間が必要となる。そのためには、歩行者の安全を確保しつつ、福山駅周辺に十分な自転車駐車場スペースがあることが前提となることから、今後も自転車駐車場スペースを増設することを継続的に検討することが重要である。		●	○				仮設福山駅前自転車駐車場の廃止に当たっては、周辺の自転車駐車場を改修し、2020年（令和2年）12月に400台程度のスペースを確保した。 今後も、福山駅周辺における駐車状況の把握や福山駅前広場再整備に係る議論を踏まえながら継続的に検討する。	都市交通課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）		区分		※						対応状況		公表日
			指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。		3	29	29	1	2	0					
30	6. 「道路に関する諸問題」に関する監査の結果及び意見 (3) 放置自転車問題について ② 自転車処分業者の選定	福山市は、違反自転車撤去後一定期間保管した後は、自転車を金属製品の有価物として処分する。ここにおいて、福山市は30年以上継続して、随意契約により相見積をすることなく同一の業者に売却している。これは前例踏襲主義にて同一の業者を選定しているものであり、また違反自転車の保管場所から近隣にあり、持込しやすいという理由によるものである。福山市には買取業者が複数社あり、本来であれば、相見積のうえ業者を選定することが望ましい。金属価格は年によって変動するものであり、買取相場が高い場合には、より高額で有利な条件で売却することが合理的であるからである。		●	○				処分業者の選定に当たっては、2021年（令和3年）2月に同一需給圏の取扱業者に対して実勢調査を行い決定した。 引き続き、金属相場の状況を把握した上で、適切に処分業者を決定する。	土木管理課	2021/9/14		
31	6. 「道路に関する諸問題」に関する監査の結果及び意見 (4) 渋滞問題について	福山市の最も主要な幹線道路である国道2号について、国土交通省は毎年渋滞ランキングを発表している。令和元年のランキングでは、福山市内の路線部分が3位と5位に位置付けられている。 （表省略） なお平成30年の同ランキングでも、福山市は2位、4位を占め、それ以前も継続して上位にランクインしている状況にある。 国、県、市において、福山SAスマートICの開通や福山郵便局前交差点の右折レーン延長等、主要幹線道路における慢性的な交通渋滞の解消・緩和に向けて努力してきており、状況の改善が期待されるところであるが、抜本的な対策としては、放射・環状型幹線道路網の構築、具体的には、福山道路、福山西環状線、福山沼隈道路等の整備を挙げている。これらは必ずしも市が主体となっていく事業ではなくなかなか思うように進捗しない面もあるようであるが、それらの道路が開通すれば渋滞は大幅に緩和されることが期待される。 ただ、人口減少が叫ばれる今日において、渋滞緩和のために道路を新設するというのが最適解なのか、また計画から現在までの時間の経過に鑑みるとそれらの道路の完成はまだ時間を要する見通しであり、道路完成時の社会情勢は見通せないことについて、不安を全く感じないということもない。道路を新設すればその後は維持管理に現在以上の費用を要する可能性が高いのであり、財源が無尽蔵ではない以上、継続的な状況の検討が求められる。ただしこれらは国や県が主体の事業でもあって福山市が単独で左右できる事項ではないし、何より都市計画の問題でもあるため一概に良し悪しを述べることができるものでもない。 道路の建設ではない渋滞緩和対策としては、自転車利用のさらなる推進や、バス等の公共交通機関の整備・見直し等が考えられる。福山市では以前に公共交通機関の在り方について検討した経緯があるようであるが、時間の経過もあることから、改めて検討してみることも意味があるように思われる。		●	○				渋滞緩和のソフト対策として、2020年（令和2年）3月に策定した「福山市自転車活用推進計画」に基づき、自転車の利用促進を図ることとしている。 地域公共交通のあり方を検討し、地域の特性や移動需要に合った、暮らしを支える質の高い地域公共交通サービスとして持続的に確保していくため、2024年（令和6年）3月に「福山・笠岡地域公共交通計画（計画期間：2024年度（令和6年度）～2028年度（令和10年度）」を策定した。	都市交通課	2025/3/7		

2020年度（令和2年度）包括外部監査に基づく措置等の状況

テーマ「道路に関する事務の執行及び管理について」

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※						対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。	3	29	29	1	2	0					
32	6. 「道路に関する諸問題」に関する監査の結果及び意見 (5) 土壌汚染対策法に基づく手続の未届	●		○				未届であった本市発注の公共工事について、2020年度（令和2年度）に土壌汚染対策法所管課に対する報告等を完了させた。 また、2021年（令和3年）2月に土壌汚染対策法所管課と連携して、事業担当課の職員を対象とした研修を実施した。研修時には工事実施時にチェックできる判定フローチャートを示した。 工事中に行う中間検査の実施時には発注者及び受注者に立会を求めて、法令遵守や届出の状況について定期的に確認できる体制をとっている。	技術検査課	2025/3/7		